

鈴鹿市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて適用する同法第39条の規定による期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて適用する第41条第1項の規定により告示する。

令和6年10月15日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 宮 崎 由 美 子

期日前投票所

- 1 （1） 施設の名称 鈴鹿市役所本館1階 特設会場
（2） 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
（3） 設置期間 令和6年10月16日から令和6年10月26日まで

- 2 （1） 施設の名称 白子地区市民センター2階 会議室
（2） 所在地 鈴鹿市白子駅前34番1号
（3） 設置期間 令和6年10月19日から令和6年10月26日まで